

3 長薬発第 1266 号
令和 4 年 3 月 7 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項による
感染防止策の徹底等について（要請）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、3 月 4 日開催の同対策本部会議において、3 月 7 日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第 24 条第 9 項により、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底等について引き続き要請すること等を決定した旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し本要請内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

3 薬号外
令和4年(2022年)3月7日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による
感染防止対策の徹底等について(要請)

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、3月4日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、3月7日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第24条第9項により、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底等について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴会員の皆様に周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 他県への訪問についての呼びかけ

- ①他県へ訪問される方に、マスクの正しい着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底
- ②ワクチン接種を推奨するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施を推奨
- ③感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること
- ④当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること
- ⑤会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること

※なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域への訪問は控えることなど、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行う。

(2) 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底

業種ごとに策定されるガイドライン等に沿った適切な感染防止対策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気、従業員の体調管理等)の徹底

(3) イベント開催基準の遵守等

- ①令和4年3月7日以降に開催されるイベントについては、以下の開催基準を遵守するとともに、イベントを開催するに当たり必要な基本的な感染症対策の取組等を実施すること
- ②参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施するイベント主催者等は、感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること
- ③安全計画を策定しないイベントについては、感染防止対策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から1年間保管すること

※ 上記②及び③の手続きの詳細については、長野県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shi-pei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

【イベント開催の目安】

- ①安全計画を策定し、県による確認を受けた場合
 - ・人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。（大声なしの担保が前提。）
- ②それ以外の場合
 - ・人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声での歓声、声援等が想定される場合等。以下「大声あり※」という。）又は100%（大声なし）とする。
 - ※「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

2 協力を依頼する事項

(1) 「新しい生活様式」の改めでの徹底

- ①「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とウェブ版、「感染リスク10分の1県民運動」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進すること
- ②店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの確実な着用やマスクをしていても人との間隔を最低1m空けることをマナーとして行うとともに、室内においては換気を徹底し、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図ること
- ③ワクチンを接種した方も、引き続き感染防止対策を実施すること

(2) 年度末・年度始めなど人の移動が増加する時期における感染防止対策の徹底や感染リスクを低下させるための取組

- ①旅行や謝恩会・歓送迎会における基本的な感染防止対策の徹底
- ②転勤・引っ越しなどの分散化への協力、卒業式や入学式・入社式等における感染リスクを低下させる取組みの検討と実施

- (3) 新型コロナウイルスに関わる差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組
新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや
誹謗中傷の抑止に協力いただくこと

担	当	薬事管理課薬事温泉係
		小池 裕司（課長）大蔵 直樹（担当）
電	話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuj i@pref.nagano.lg.jp

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（3月7日以降）
～落ち着いた春を過ごすための感染防止対策と
助け合い、支え合いによる社会経済活動の両立～

令和4年3月4日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識等

（1）現状

令和4年1月以降のオミクロン株による爆発的な感染拡大を受け、広島県、山口県及び沖縄県について、1月9日から31日まで、まん延防止等重点措置区域とする公示が行われた。以降、一時36都道府県にまで及んだまん延防止等重点措置については、現在31都道府県が対象とされているが、このうち18都道府県について、期間を3月21日まで延長することとされている。

本県においても、1月13日に「医療警報」を発出し、対策を強化したが、新規陽性者等の増加に歯止めがかからず、医療提供体制のひっ迫や社会機能の停滞が懸念されたことから、1月27日から2月20日までの間、初めて「まん延防止等重点措置」を、全県を対象に講じることとした。

この間、1月30日から2月5日までの1週間の新規陽性者数が人口10万人当たりで198.77人、2月11日時点の自宅療養者数及び療養等調整中の数が人口10万人当たりで307.13人となるなど、過去に経験のない規模となったほか、確保病床使用率は、2月8日に44.4%まで上昇した。

上記をピークに、爆発的な感染拡大に歯止めをかけることはできたものの、新規陽性者数及び確保病床使用率が高止まりしていたため、まん延防止等重点措置を2月21日から3月6日まで延長することとした。

「まん延防止等重点措置」の終了に向けては、「確保病床使用率35%を安定的に下回ること」を目安としたが、直近1週間（2月25日～3月3日）の新規陽性者数は2,426人、人口10万人当たりで118.45人、確保病床使用率は30.6%と、いずれも着実に減少している。加えて、新型コロナワクチンの追加接種（3回目）については、2月を「ワクチン接種推進月間」に位置付け、高齢者及びエッセンシャルワーカーを中心に接種を推進した。特に重症化リスクの高い高齢者については、3月6日時点で、2回目接種から6か月経過した者のうち概ね84%の者が終了するものと見込まれるなど、追加接種も順調に進んでいる。これらの状況を踏まえ、「まん延防止等重点措置」については、3月6日をもって終了することとしたところである。

(2) 基本認識

これまでで最も大きな波となった第6波は新規陽性者数のピークは脱したと考えられるが、いまだ多くの新規陽性者が発生しており、確保病床使用率も「医療警報」解除の基準である25%以下には至っていない。また、オミクロン株(BA.1)よりもさらに感染力が強いとされている変異株(BA.2)が国内でも確認され、置き換わりが懸念されていることから、第6波の着実な収束に向けた感染防止対策に継続して取り組む必要がある。

同時に感染状況に応じ、長引くコロナ禍により影響を受ける県民・事業者を支援しながら、社会経済活動を両立させていく必要がある。

このため、県民の協力を得ながら、感染を収束させ再拡大を防止するための取組を進めていく。特に、重症化リスクが高い高齢者等を守ること、学校や保育所等における子どもの感染拡大を防止することを徹底すること、ワクチン追加接種のさらなる促進と小児接種に向けた体制構築は重要な取組となる。

また、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの知見に鑑み、中長期的な視点も踏まえ、医療・検査体制を充実させていくことも重要である。

さらに、飲食・宿泊等の事業者支援の充実など、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるための対策をパッケージで進めることが重要である。

併せて、マスクの着用などの基本的な感染防止対策を適切に講じることを改めて呼びかけ、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の主体的な行動を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、以下の4点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 第6波の収束と感染の再拡大防止に向けた的確な対策を実施すること
 - (1) 感染状況に応じた迅速な対策の実施と基本的な感染防止対策の徹底
 - (2) 重症化リスクが高い高齢者等を守るための取組の徹底
 - (3) 学校や保育所等における感染防止対策の徹底
 - (4) ワクチン追加接種等のさらなる促進と小児接種に向けた体制構築
- 2 中長期的な視点も踏まえ、医療・検査体制を充実させること
- 3 県民の皆様の暮らしを支え、感染状況に応じた産業の振興策を講じること
- 4 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

※本方針中、「法」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）をいう。

2 第6波の収束と感染の再拡大防止に向けた的確な対策を実施するための取組《重点1》

(1) 感染状況に応じた迅速な対策の実施と基本的な感染防止対策の徹底

① 「感染警戒レベル」による状況把握と迅速な対策の実施

感染状況の変化や医療提供体制に対する負荷の状況に的確かつ迅速に対応できるよう改善を重ねた県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクや全県の医療提供体制に対する負荷の状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者数／確保病床数の割合、入院率、重症者数／確保病床数の割合等を常時モニタリングし、正確な情報発信を行う。

感染が増加した圏域における対策は「早く、狭く、強く、短く」の考え方を基本とし、医療提供体制に対する負荷の状況を勘案しつつ必要に応じて、人との接触機会の削減、地域・業種を限定した営業時間短縮などの要請や公共施設の原則休止等の措置を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。
〔危機管理部・健康福祉部〕

② 「新しい生活様式」の改めでの徹底

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とウェブ版、「感染リスク10分の1県民運動」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの確実な着用やマスクをしていても人との間隔を最低1m空けることをマナーとして行うよう改めて呼びかけるとともに、室内においては換気を徹底することなど「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。また、「新型コロナ『オミクロン株』と闘う県民共同宣言」に賛同いただいた企業等に対し、今後も感染状況等に係る情報を提供し、一人ひとりの感染対策の強化を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、体調に異変を感じた場合は外出を控え、日々の自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

なお、ワクチンを接種することで、発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果が期待されるものの、その効果は完全ではないことから、ワクチンを接種した方に対しても、引き続き感染防止対策を実施するよう呼びかけていく。

〔各部局〕

③ 「信州版“新たな会食”のすゝめ」の普及

すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気を付けていただくことをまとめた「信州版“新たな会食”のすゝめ」を県民に呼びかけ、「新たな日常」にマッチした会食スタイルの普及により、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る。

〔産業労働部〕

④ 地域間の往来（帰省、旅行、出張など）

ア 他県への訪問についての呼びかけ（法第 24 条第 9 項）

他県へ訪問される方に、マスクの正しい着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底することを呼びかけるほか、ワクチン接種を推奨するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施を推奨する。また、次のとおり慎重な行動をとることについても呼びかける。

- ・ 感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域への訪問は控えることなど、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行う。

イ 他県からの来訪についての呼びかけ

帰省や観光で来訪される方に、ワクチン接種を推奨するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施を推奨する。また、特に次の点を呼びかける。

- ・ 来訪前 10 日間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控えるとともに、体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさなど）は来訪を控えることなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を取る。
- ・ 居住地の都道府県等から出されている都道府県間の移動についての要請等を踏まえて来訪について判断すること。
- ・ 来訪中に体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談すること。

〔危機管理部・観光部〕

⑤ 人の移動が増加する時期を見据えた呼びかけの強化

これまで、お盆、年末年始、ゴールデンウィーク等人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、連休等により人の移動が増加する時期を見据え、感染防止対策に係る呼びかけを強化するとともに、帰省者や旅行者に向けた注意喚起を行う。

特に年度末・年度始めにおいては、旅行や謝恩会・歓送迎会における基本的な感染防止対策の徹底や、転勤・引っ越しなどの分散化への協力、卒業式や入学式・入社式等における感染リスクを低下させる取組みの検討と実施を呼びかける。

〔各部局〕

⑥ 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止対策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気、従業員の体調管理等）の徹底を促す。（法第 24 条第 9 項）

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図るとともに、営業時間の短縮等の要請対象となった店舗等に対しては、重点的な働きかけを行う。

〔各部局〕

⑦ 社会機能を維持するための対応

事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制の整備を要請する。

〔産業労働部〕

⑧ 安心して飲食店等を利用できる環境づくり

適切な感染症対策を実施している飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽業等について、県が「信州の安心なお店」として認証するとともに、感染対策に必要な検温器等の資器材を飲食店等へ配布することにより、県民が安心して飲食店等を利用できる環境づくりを推進する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用を促進する。

〔産業労働部・営業局〕

⑨ 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

長野県の事業者が運営する EC サイトや、キッチンカー、テイクアウト等「新しい生活様式」に適応した事業に取り組んでいる事業者の情報を発信する「オール NAGANO モール」、「販売機会マッチング NAGANO」等により、販路拡大に向けて支援する。

〔営業局〕

⑩ 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用していただけるよう、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにする事等感染防止対策への協力の呼びかけを、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

⑪ 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止対策を徹底するよう要請する。

特に、文化会館、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

⑫ 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する積極的疫学調査への協力を求める。また、積極的疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止対策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止対策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

⑬ 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、関係機関と連携・協力して、従業員の体調管理や共同生活における注意事項の周知など、事業所内での感染拡大防止対策を促進する。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止対策への協力やワクチン接種の検討を積極的に呼びかける。特に、旅行前 10 日間の健康観察や感染リスクの高い行動の自粛など、感染を拡げないことに重点を置き、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

⑭ 農業分野における感染防止対策

農業関係団体を通じて、農家に対し感染防止対策の徹底を依頼するとともに、特に県外から雇用人材を受け入れる産地においては、市町村や J A と連携し、派遣団体による地域に入る前の事前検査や、従業員の体調管理・共同生活における注意事項の周知を通じ、感染防止対策の徹底を図る。

また、外国人の農業従事者に向けて、多言語により感染防止対策の情報を発信する。

〔農政部・県民文化部〕

(2) 重症化リスクが高い高齢者等を守るための取組の徹底

① 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

② ワクチン接種の取組

高齢者施設等の入所者へのワクチン接種は、2月中の完了に向け、県保有ワクチンの市町村への融通に加え、巡回接種を行ってきた。また、施設入所者以外の未接種の高齢者についても速やかな接種に取り組んでいく。

③ 高齢者施設等への支援

高齢者施設等の従事者等を対象に PCR 検査等を感染状況に応じて実施するとともに、当該施設での自主検査を奨励し、係る経費を補助する。

また、高齢者施設等からの感染対策に係る相談等について、県看護協会と連携し、相談・訪問指導を実施する。

さらに、感染対策のため、自宅に帰宅できない高齢者施設等従業者のために宿泊施設を確保する取組を支援するとともに、高齢者施設等の従業者が療養や自宅待機等で勤務できなくなり、施設運営に支障をきたす場合の人材確保等に係る経費を補助する。

〔健康福祉部・危機管理部〕

(3) 学校や保育所等における感染拡大防止対策の徹底

① 学校における取組

ア 県立学校

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、基本的な感染症対策を徹底するとともに、圏域ごとの感染警戒レベルによる対策を実施する。

特に、オミクロン株の特性を踏まえ、予防的対策と陽性者発生時の基本的な対応により感染リスクを可能な限り低減し、子どもたちの学びを最大限保障する。

なお、児童生徒等に陽性者が発生し、一時的に学校を休業する場合においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業などにより学びの継続を図る。

イ 市町村立学校、私立学校

各設置者に対して同様の取組をするよう依頼する。

〔教育委員会・県民文化部〕

② 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を

依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

③ 保育所等における感染防止対策

保育所等については、オミクロン株の特性を踏まえ、引き続き以下の基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することを依頼する。

- ・ ゼロ密、正しいマスクの着用、適切な手洗い・手指消毒、定期的な換気等を徹底すること。
- ・ 職員（児童）の出勤（登園等）時の健康確認の徹底、体調不良時は出勤（登園等）せず早期受診を促すこと。
- ・ 出勤（登園等）後に体調不良を認めたときは、早期受診の呼びかけを徹底すること。（職員の場合は、抗原定性検査キットの活用も検討）
- ・ 職員（児童）の家族が濃厚接触者等に特定された場合は、当該家族の検査結果が判明するまで出勤（登園等）しない等、慎重に判断すること。
- ・ 職員（児童）の家族が体調不良の場合は、当該家族がかかりつけ医等に相談した結果が判明するまで出勤（登園等）しない等、慎重に判断すること。
- ・ 職員が飲食中に会話をしたり、休憩時にマスクを外して会話することがないように徹底すること。

〔県民文化部〕

（４）ワクチン追加接種等のさらなる促進と小児接種に向けた体制構築

① 初回（１・２回目）接種

発症予防・重症化予防等に効果があるとされているワクチン接種については、予防接種法上の臨時接種期間である令和４年９月末まで、新たに希望する方が接種を受けることができる機会を確保する。

なお、特に若い世代や接種に関する情報が届きにくい外国人等に対する接種が促進されるよう取り組む。

② 追加（３回目）接種

３月の市町村接種計画では、３月末の接種可能対象者の約８割に接種できる体制。県接種会場の４万人規模での運営や医療人材の派遣など、引き続き市町村接種を補完・支援しながら、計画した接種数の達成を目指して取り組む。

特に、高齢者や基礎疾患を有する方、エッセンシャルワーカーについては、引き続き早期の接種を呼びかける。

③ 小児（５歳以上１１歳以下）接種

重症化リスクの高い基礎疾患のある児等には速やかな接種機会を提供すると

ともに、接種を勧めるものとし、まずは小児中核病院（信州大学医学部附属病院、長野県立こども病院）に入通院している児等への先行接種を3月上旬から行う。

また、上記以外の小児についても、希望者ができるだけ早期に接種を受けられるよう、医師会等の協力のもと、地域ごとの小児医療体制を勘案しながら体制を構築する。

④ 県の役割

県は国、市町村、医師会、医療機関等の関係者間の調整を図り、接種を希望する県民が安心・安全に、落ち着いた環境の中で接種を受けられるように、主として以下の事項を担う。

ア 市町村が実施する接種への支援

県は接種が円滑に進むよう、県の接種会場を設置し、市町村の補完支援を行うとともに、ワクチンの配分、医療従事者等の派遣や市町村間の調整を行う。

イ 職域接種の実施を要請

市町村負担軽減のため、職域接種の積極的な実施を企業等に求める。

ウ 専門的相談体制の確保

ワクチン接種に対する住民の理解を深め、不安を解消するため、ワクチンの効果や副反応等について、情報発信に努めるとともに、ワクチン接種相談センターにおいて相談を受け付ける。

エ ワクチンに関する専門的知見の収集等

医師等で構成する「新型コロナウイルスワクチン接種アドバイザーチーム」により、ワクチン接種に係る留意事項や接種後の副反応等に関し、専門的見地から助言・指導をいただく。

オ 副反応等に対応する医療体制の確保

ワクチン接種後の副反応を疑う症状に対して、接種医などの身近な医療機関からの紹介により、県が確保した専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を構築する。

カ 正確な情報発信

県民が安心して接種できるよう、接種の必要性、交互相種の安全性、効果や副反応等について、正確な情報発信を行う。

〔健康福祉部〕

3 中長期的な視点も踏まえ、医療・検査体制を充実させるための取組《重点2》

(1) 保健・医療提供体制の確保

入院医療については、患者受入病床を確保病床と緊急的対応病床*あわせて 653 床（うち重症用 43 床）確保しているところであり、引き続き一般医療とコロナ医

療を両立した病床の運用を図るほか、圏域内で入院できない場合は、調整本部で受入先を広域的に調整する。

また、25 か所指定した後方支援医療機関の活用により、コロナ回復後も引き続き入院治療が必要な高齢者等の一般病床への転床や他の病院への転院を速やかに進め、患者受入病床の効率的な運用を図る。

さらに、感染が急拡大し、入院すべき患者が入院できなくなる恐れがある場合は、医療機関に病床の更なる拡充を働きかけるほか、酸素投与が可能な臨時医療施設の設置などを医療関係者と協議していく。

宿泊療養施設については、令和4年1月に7か所目の施設を東信地域に設置し、806人程度のこれまでの受入体制を932人程度まで強化したところであり、引き続き軽症者等を受け入れる体制を維持していく。

自宅療養については、令和3年7月に「健康観察センター」を設置し、健康観察業務を専任の看護師が担うとともに、遠隔健康管理システムを導入することにより健康観察体制を充実させたところであり、電話診療等を実施し、引き続き自宅療養者が増加した場合も効果的に対応できる体制を維持していく。また、罹患後症状（いわゆる後遺症）についての相談に対しても、必要に応じて受診勧奨等を行っていく。

中和抗体薬や経口抗ウイルス薬については、引き続き医療機関や薬局と連携の上、投与が必要な方に速やかに投与できる体制を構築していく。

保健所の人員体制については、迅速な積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察等を確実に実施できるよう、感染拡大状況に応じた体制を構築していく。

※ 全県の確保病床使用率が70%を超える恐れが生じる状況となった場合、一般医療を制限し稼働の要請を行う病床

〔健康福祉部〕

（2）検査体制等の整備・拡充

これまで、625の医療機関を診療・検査医療機関に指定し、13か所に外来・検査センターを設置し、PCR検査を実施する県内外の15の民間検査機関との委託契約締結を進め積極的な検査を実施するとともに、市町村と連携した抗原簡易キットの配布など、陽性者を早期に発見するための検査を機動的に実施し、感染拡大防止に努めてきた。

今後も、必要な検査を幅広く積極的に実施するとともに社会経済活動と感染対策の両立のための検査や感染拡大傾向時に県が無症状者に要請する無料の検査を受けられる体制を整備する。

（法第24条第9項）

また、保健所に抗原簡易キットを一定数備蓄し、緊急時には、検査を必要とする施設で活用する。

ゲノム解析については、民間委託を継続するとともに、県環境保全研究所での実施に向けて準備を進め、体制の強化を図っていく。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、県としてマスク等の必要な医療資材の需要を把握しつつ、急激な陽性者の増加により緊急に医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、各種検査資材等については、国へ安定供給体制の構築を求めていくとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において陽性者が発生し、人的支援が必要な場合には、速やかに他の社会福祉法人等からの応援職員を派遣する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の拡大防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施する。

加えて、感染警戒レベル4（特別警報Ⅰ）以上が発出された地域における社会福祉施設従事者等の自主検査に要する費用を補助するなど、感染拡大防止に係る取組を支援する。

また、クラスター感染の拡大を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

4 県民の皆様の暮らしを支え、感染状況に応じた産業振興のための取組《重点3》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生（After コロナ）フェーズ」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

(2) ワクチン接種等を踏まえた社会経済活動の活性化

ワクチン接種を推進するとともに、基本的な感染対策の継続を前提に、「信州プレミアム食事券」等による官民一体の消費喚起策を通じて社会経済活動の活性化を促すため、「ワクチン接種の進捗等を踏まえた経済活動活性化の取組方針」に基づき、感染拡大防止と経済活動活性化の両立に向けて取り組む。これらに加え、国の方針を踏まえ、感染が拡大している時期でも安定した経済活動を継続するため、所要の検討を行う。

また、薬局等の協力の下、検査を必要とする方が検査しやすい環境の整備を行う。
〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部・観光部〕

(3) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

地域振興局及び労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」において事業者が必要な支援を受けられるよう相談や国の事業復活支援金や雇用調整助成金などの支援策の紹介、申請に係るアドバイス等を行う。また、長野県よろず支援拠点において、各専門分野のコーディネーターが事業者の相談に応じる。
〔産業労働部〕

(4) 中小企業の持続可能な経営形態への転換支援

経済社会の変化に対応するため、意欲的に事業再構築や生産性向上など持続可能な経営形態への転換を図る中小企業を支援する。
〔産業労働部〕

(5) 資金繰り支援等の実施

「長野県新型コロナウイルス感染症対応資金」（いわゆるゼロゼロ融資）の条件変更時の利子補給継続要件を3月より緩和するほか、協力金等の支給までの間のつなぎ融資等について、金融機関に対し迅速かつ積極的な対応を要請するなど、事業者の円滑な資金繰りを支援する。
〔産業労働部〕

(6) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携により県社会福祉協議会に造成した「長野県あんしん未来創造基金」を活用し、新型コロナウイルスの影響による失業者等に対して、本格就労に向けた職場体験研修を行うなど、一般の就労支援で就職につなげていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、「緊急就業支援デスク強化事業（Job サポ）」を継続し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、引き続き失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、地域振興局の求人開拓員や女性就業支援員等と連携し、離職した子育て中の女性や障がい者などの就労促進を図る。

加えて、引き続きハローワークの求人確保対策本部との連携による求人開拓により民間における新たな雇用の創出を促進するほか、雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行う。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティング等により、若年者の職業的自立や非正規雇用労働者の正規就労を促進して、安定した雇用に結びつける。

労政事務所において、事業所から休業手当が支給されない場合に労働者が自ら申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の活用を引き続き支援する。

労働局・市町村教育委員会等の関係機関と連携して、小学校の臨時休業等により、保護者が仕事を休まざるを得ない場合に利用できる「小学校休業等対応助成金・支援金」を周知する。

〔産業労働部・教育委員会〕

(7) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(8) 飲食事業者等支援のための切れ目のない需要喚起

消費者の外出控えや断続的な時短要請により売上げが落ち込む飲食店等を支援するため、信州プレミアム食事券を発行するとともに、まん延防止等重点措置の適用による酒類提供停止等の影響を受けた県内酒造メーカーを支援するため、小売酒販店等で使用できる信州の地酒おトククーポンの発行により、需要喚起を図る。

加えて、コロナ禍で売上げが落ち込んでいるブライダル事業者を支援するため、感染対策に配慮した結婚式プランに対して助成する。

〔産業労働部・県民文化部〕

(9) 市町村を通じた事業者支援

市町村への交付金により、第6波で影響を受けている事業者を地域の実情に応じてきめ細かく支援する。

〔産業労働部〕

(10) 時短要請等に応じた飲食店への協力金の早期支給

提出書類の簡素化や電子申請を実施し、協力金の迅速な支給に努める。

〔産業労働部〕

(11) 観光産業振興に向けた取組

感染状況を注視しながら、県民を対象にした「県民支えあい信州割 SPECIAL（宿

泊割・日帰り割)」については、同居家族に加え、少人数での旅行や宿泊施設の客室を利用する日帰り旅行を割引対象に追加する。また、「この冬どこ行く？ウェルカム信州アクティビティ割！」については、スキーリフト券の割引対象期間を5月末まで延長するとともに割引対象者をまん延防止等重点措置区域がない都道府県にお住まいの方に拡大することにより、観光需要の早期回復を図る。

令和4年度をコロナ禍からの回復を目指す「信州観光復興元年」と位置づけ、観光関連事業者等と連携し県内各地の四季の魅力をPRする観光プロモーションを展開する。また、アウトドア等の県が推進する観光テーマに沿った観光地域づくりの支援、SDGsを学ぶ体験型の修学旅行等に対する助成を通じた団体客の誘致に取り組む。

「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となり中長期的な視点での観光振興・観光地域づくりに取り組む。

〔観光部〕

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、厚生労働省が公表した自殺統計によると、令和2年の自殺者数は、長野県では若干減少しているものの、全国と同様に女性の自殺者数が増加している。自殺対策を専門に行っているNPO法人等と協力の上、対象を特化した自殺対策の推進を図るとともに、関係部署等との情報共有・連携を図りながら自殺対策に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(13) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、高収益作物などへの転換に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を継続して行う。

また、県産米や県産花き等の購入促進のPR、県産農産物の学校給食への食材提供や直売所等での販路拡大の推進などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(14) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、森林病虫害被害による枯損木の利活用に対する支援や林業労働力のマッチングの仕組みの構築など、林業活動の活性化や林業事業体の事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(15) 生活を支える公共交通の確保

県民の生活を支える公共交通の維持・確保のため、交通事業者が行う新しい生活様式に適応した利用促進の取組や公共交通の安全・安定的な運行継続等を支援する。

〔企画振興部〕

(16) きめ細かな相談支援の実施等

失業や離職等により生活に困窮する方の住まいの確保や就労先の確保・定着等のため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の体制強化により、引き続き地域の関係機関と連携した、きめ細かな相談支援を行う。

また、「どこに相談したらいいか分からない」、「どんな支援があるか分からない」などの声にお応えし県民の皆様の不安の解消等につなげるための相談を、「新型コロナウイルスお困りごと相談センター」において継続して行う。

さらに、令和3年3月16日に決定された「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を踏まえまとめた生活困窮者に対する支援パッケージを、県民向けにわかりやすく情報発信する。

不安や困難を抱える女性に対する緊急支援として、県社会福祉協議会やこども食堂を運営するNPO法人に委託し、きめ細かな相談支援や生理用品の配布などを行う。

〔企画振興部・健康福祉部・県民文化部〕

(17) 生活困窮者への支援

生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金、及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を令和4年6月末まで延長する。

また、生活福祉資金特例貸付に係る償還の負担軽減のため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施に向けた準備を行う。

これらの様々な支援策を必要とする方が確実に利用いただけるよう、SNSなども活用しながら県民に向けた周知の徹底を図っていく。

さらに、コロナ禍で生活に困窮する家庭や学生を支援するため、県が緊急に確保した食料品のほか、フードバンク実施団体とともに実施したフードドライブ等で提供された食料品を活用し、信州こどもカフェや生活就労支援センター「まいさぼ」等を通じて食料支援を行う。

〔健康福祉部・県民文化部〕

(18) ひとり親世帯の支援

引き続き保健福祉事務所の母子・父子自立支援員等が相談をお受けする等、困難な状況にあるひとり親世帯の支援を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(19) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた運営費の支援を行う。

〔県民文化部〕

(20) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止対策や早期受診等と呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

5 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点4》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々、ワクチンを接種しない、あるいは接種できない方々、また、その家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部局〕

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる取組を、国、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部局〕

6 その他重要な事項

(1) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止対策の徹底を図りながら運営することを基本とする。な

お、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止等を検討するとともに、市町村に対しても県と同様の対応を検討するよう依頼する。

〔各部署〕

(2) 県以外が主催するイベントに対する要請

令和4年3月7日以降に開催されるイベントについては、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することなど、イベントを開催するに当たり必要な基本的な感染症対策の取組等を実施するようイベント主催者等に要請する。

さらに、参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施するイベント主催者等に対し、感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出するよう依頼する。また、安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から1年間保管するよう依頼する。

なお、安全計画及びチェックリストの作成等については、別途通知する手続きに沿って行うこととする。

（法第24条第9項）

【イベント開催の目安】

①安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

- ・ 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。（大声なしの担保が前提。）

②それ以外の場合

- ・ 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声での歓声、声援等が想定される場合等。以下「大声あり※」という。）又は100%（大声なし）とする。

※ 「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

〔各部署〕

(3) 県主催イベントの実施のための当面の判断基準

県主催イベントについては、6(2)に記載した「イベント開催の目安」に従い実施する。県としては、民間等が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながらイベントを実施することとする。

なお、イベントの場において濃厚接触者^(※)をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）と

ともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベントの中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)より

〔各部局〕

(4) 避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

(5) 県民に正確な情報や県としての方針を的確に伝えるための情報発信・広報

県民に対し、正確かつ有効な情報を届け、適切な行動を促すため、感染拡大防止の対応等に係る機動的な情報発信を行う。

〔各部局〕

7 新型コロナウイルス感染症対策の実施体制

(1) 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部（県対策本部）

- ・ 県対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、県民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
- ・ 政府により緊急事態宣言が行われた場合には、法に基づき必要な措置を講じる。

① 構成

- ・ 本部長：知事
- ・ 副本部長：副知事
- ・ 構成員：教育長、警察本部長、危機管理監・各部局長
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

② 所管事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関すること
- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること
- ・ 国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 県民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ その他県対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

(2) 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部地方部（地方部）

- ・ 地方部は、所管する地域における新型コロナウイルス感染症対策の円滑、適切な実施を図る。

① 構成

- ・ 地方部長：地域振興局長
- ・ 副地方部長：地域振興局副局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長、その他
- ・ 構成員：担当課長等
- ・ 事務局：地域振興局

② 所管事項

- ・ 県対策本部の方針に基づき、医療の確保、感染拡大抑制に必要な措置及びその他危機管理と感染防止に必要な事項等について、地方部ごとの判断及び対応を行う。また、市町村及び関係機関へ速やかに情報を伝達し、市町村及び関係機関における危機管理体制の立ち上げを要請するとともに、連絡体制を確認する。
- ・ 連絡調整のため必要のある場合は、市町村及び関係機関に対して地方部の会議に出席を求め、又は市町村及び関係機関との協議会を設置するなど、体制を整備する。

(3) 長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会

- ・ 専門的知見を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、医学・公衆衛生分野の専門家等で構成される長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会を開催し、意見を聴く。

① 構成

- ・ 学識経験者（医学・公衆衛生分野）、医療関係者
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

② 目的

- ・ 県が迅速かつ的確な新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、必要に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

(4) 生活経済対策有識者懇談会

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、幅広い分野に関する有識者や市町村関係者等で構成される有識者懇談会を開催し、意見を聴く。

① 構成

- ・ 法律、県民生活、経済等の幅広い分野に関する有識者、市町村関係者等
- ・ 事務局：危機管理部

② 目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響について把握するとともに、その影響の最小化を図るため、必要に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

この対応方針は、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止することにより、もって県民の生命と健康を守るため、今後講じるべき対策を整理し、法第 18 条第 1 項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものであり、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 4 条に基づく基本の方針である。

また、本対応方針中、法の根拠規定を記載した取組以外は、条例に基づき実施するものである。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 31 日）」は令和 3 年 11 月 25 日以降、本対応方針に統合した。

新型コロナウイルス感染症対策の目的 概念図

